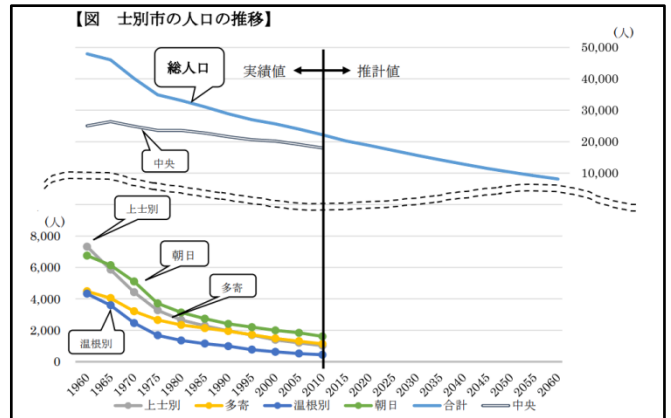


導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

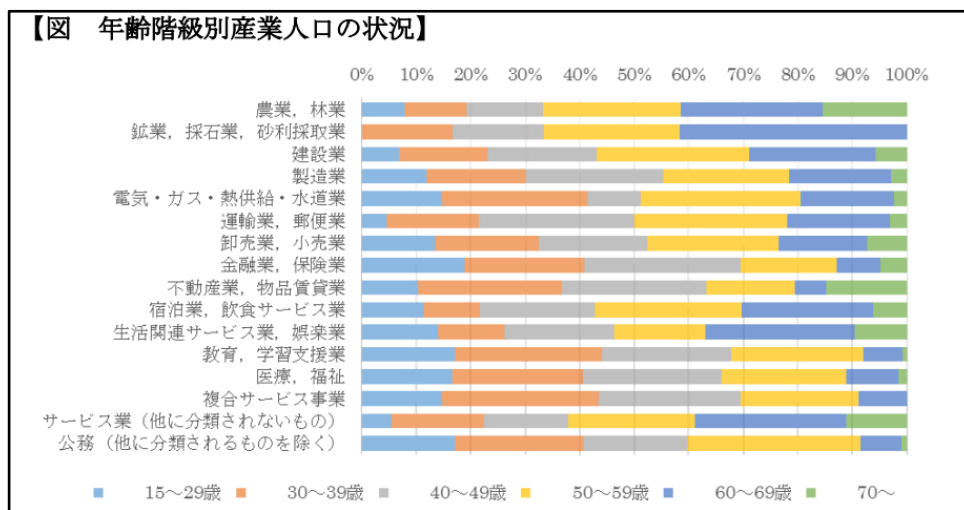
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

士別市の人口は 1960 年から減少傾向にあり、1960 年と比べ 2010 年は 25,739 人減少し、21,787 人となっている。特に、人口の推移を地区別にみると、中央地区の人口減少は緩やかに推移しているが、上士別地区、多寄地区、温根別地区、朝日地区の人口減少は急激に進んできている。



年齢別人口については、少子高齢化が顕著に表れており、「団塊の世代」と言われる 60～69 歳が多く、20～24 歳がやや少なくなっており、進学・就職に伴い、札幌市や東京圏等への転出超過が起きていることが要因と考えられる。

本市の産業構造の特徴として、基幹産業である農業の就業者数が男女とも多く、産業別就業者数に関する特化係数も、農業 4.0 以上と男女とも極めて高くなっている。特化係数の高い農業については、約 41%が 60 歳以上で、50 歳代を加えると 66%以上となり、高齢化が顕著となっている。今後高齢化の進行により、急速に農業者数が減少すると推測される。



士別市の主要産業である農業について、農業産出額の推移をみると、耕種については、1994 年をピークに減少傾向にある。一方、畜産については、漸増傾向にあり、酪農経営の効率化、近代化の取り組みなどの影響が考えられる。近隣市町との比較（労働人口 1 人当たり）においても、畜産は突出しており、士別市を特徴づける産業のひとつであると考えられる。

製造業においては、旭川市と同等の製造品出荷額（労働人口 1 人当たり）である一方、卸売業・小売業においては、年間商品販売額（労働人口 1 人当たり）が近隣市町に比べ低く、市内における消費量の規模が小さい状況にあることが伺える。

人口減少と高齢化の影響が市内の中小の企業・事業所にくまなく及んでおり、また、設備の高年齢化も深刻な状況であることから、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧され、その対応が喫緊の課題である。

（2）目標

生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 15 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

士別市の各産業において、幅広い設備を導入し生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第 1 条第 1 項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

士別市内のすべての中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、士別市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

士別市の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとはいいがたいことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。